

立川市教育委員会職員職名規程の一部を改正する規程

上記の議案を提出する。

令和2年3月19日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の公布による。

立川市教育委員会職員職名規程の一部を改正する規程

立川市教育委員会職員職名規程（昭和51年立川市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、立川市教育委員会（以下「委員会」という。）職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員を除く。</u>以下「職員」という。）の職名について定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、立川市教育委員会（以下「委員会」という。）職員（以下「職員」という。）の職名について定めることを目的とする。</p>

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。